

第 1 0 2 回安来市議会定例会

(令和 5 年・令和 6 年)

3 月定例会議議案

(その 2)

(条例関係) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第 7 8 号	安来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について	1

(改正部分)

改	正	後	改	正	前
(損害賠償責任の一部免責)			(損害賠償責任の一部免責)		
第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。			第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。		
(1)～(4) [略]			(1)～(4) [略]		